

により、同年11月21日競売において審査請求外 [REDACTED] に売却された。

- 5 兵庫区長は、共有者に対し、本件土地等に係る固定資産税等の納税通知書を送付していたが、審査請求人に対して、平成16年1月9日付けで平成12年度から平成15年度までの本件土地等に係る固定資産税等の納税通知書を送付した。
- 6 審査請求人が別表の市税の区分の欄に掲げる本件土地等に係る固定資産税等を納期限までに完納しなかったため、兵庫区長は、別表の督促状発送日の欄に掲げる日付けで、審査請求人に督促状を送付した。
- 7 審査請求人が平成19年7月12日（以下「本件差押処分日」という。）において、別表の本件差押処分日における滞納市徴収金の欄に掲げる徴収金を完納しなかったため、兵庫区長は、同日、審査請求人が [REDACTED] [REDACTED] に対して有する平成19年10月分以降の老齢基礎年金・老齢厚生年金（年金番号 [REDACTED]）債権のうち支払期日毎各80,000円の支払請求権の差押え（以下「本件差押処分」という。）を行った。
- 8 神戸市長は、兵庫区長を含む区長への税務事務の委任を解くこととし、平成19年8月規則第19号により区長委任規則を改正し、平成19年9月1日から施行した。
- 9 本件差押処分により、神戸市長は、平成28年4月14日付けで、第三債務者である [REDACTED] から換価代金等として80,000円（以下「換価代金等」という。）を受領した。
- 10 神戸市長は、平成28年4月15日付けで、換価代金等を神戸市長に対し全額を交付する旨及びその交付期日を同月22日とする配当処分（以下「本件配当処分」という。）を行い、その旨を記載した配当計算書を作成し、審査請求人に送付した。
- 11 審査請求人は、平成28年4月19日付けで本件配当処分及び平成9年度から平成15年度までの固定資産税等の賦課処分（以下「本件賦課処分」という。）の取消しを求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

- (1) 兵庫区長が、平成7年1月にあった阪神・淡路大震災により半壊した本件家屋について、平成10年1月に平成9年度の固定資産税等の賦課処分を建築後23年経年で65パーセントとしたことはねつ造である。その後の各年度の本件家屋に対する固定資産税等の賦課処分についても、ねつ造である。
- (2) 兵庫区長が、滞納を推進して、強権的に本件差押処分を行ったことは、暴力的で高圧的な行為である。
- (3) 本件賦課処分について、公正な回答をしていないので、ねつ造である。配当は、不当である。

2 審査庁

本件審査請求のうち、本件配当処分に係る部分については理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却し、及び本件賦課処分に係る部分については不適法であるため旧行政不服審査法第40条第1項の規定により却下するべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、本件配当処分に係る部分については理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却され、及び本件賦課処分に係る部分については不適法であるため旧行政不服審査法第40条第1項の規定により却下されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件配当処分

ア 賦課処分と滞納処分とは、前者が租税確定手続であり、後者が租税徴収手続であって、両者はそれぞれ別個の法律効果の発生を目的とす

る別個独立の処分であるから、賦課処分の違法は、滞納処分に承継されないと解すべきである。そのため、仮に賦課処分に瑕疵があったとしても当該賦課処分が当然に無効であるか、権限のある者によって取り消されない限り、滞納処分の効力に影響を及ぼすものではない。

したがって、兵庫区長が行った本件賦課処分の違法を理由として、本件配当処分の取消しを求めることはできず、また、本件賦課処分が不服申立て又は訴訟によって取り消されていないことは明らかであるから、審査請求人が本件配当処分の違法をいうためには、本件賦課処分が無効であることを主張・立証しなければならないというべきである。

イ また、賦課処分が無効となるのは、賦課処分の内容上の過誤が課税要件の根幹についてのそれであって、徴税行政の安定とその円滑な運営の要請を斟酌してもなお、不服申立期間の徒過による不可争的効果の発生を理由として被課税者に右処分による不利益を甘受させることが、著しく不当と認められるような例外的な事情のある場合に限り解するのが相当である（最高裁判所昭和48年4月26日第一小法廷判決・民集27巻3号629頁）が、審査請求人は、本件賦課処分がねつ造であると主張するのみであることから、本件賦課処分が無効であるということとはできない。

ウ 一方、本件配当処分は、本件賦課処分による固定資産税等を完納しない審査請求人に対し、適正な督促を経た後に行われた本件差押処分により、第三債務者である [REDACTED] から換価代金等を受領し、配分したものであり、地方税法第373条第7項の規定により国税徴収法に規定する滞納処分の例によりされたものであると認めることができることから、適法であると認められる。

(2) 本件賦課処分

本件賦課処分は、行政不服審査法附則第3条の規定に基づき、なお従前の例により旧行政不服審査法が適用されることとなるところ、本件審

査請求のうち本件賦課処分に係る部分については審査請求期間を徒過している。また、旧法第14条第1項ただし書に規定するやむを得ない理由も見当たらない。

よって、本件審査請求のうち本件賦課処分に係る部分については、不適法である。

第5 調査審議の経過

平成28年7月29日 諮問の受理

平成28年9月27日 第1回審議

平成28年10月31日 第2回審議

平成28年11月21日 第3回審議

第6 審査会の判断

1 本件配当処分

- (1) 審査請求人は、本件賦課処分について公正な回答をしていないので、本件賦課処分がねつ造であるから、本件配当処分は不当であると、主張する。
- (2) しかし、賦課処分と滞納処分とは、前者が租税確定手続であり、後者が租税徴収手続であって、両者はそれぞれ別個の法律効果の発生を目的とする別個独立の処分であるから、賦課処分の違法は、滞納処分に承継されないと解すべきである。そのため、仮に賦課処分に瑕疵があったとしても当該賦課処分が当然に無効であるか、権限のある者によって取り消されない限り、滞納処分の効力に影響を及ぼすものではない。
- (3) この点、兵庫区長が行った本件賦課処分の違法を理由として、本件配当処分の取消しを求めることはできず、また、本件賦課処分が不服申立て又は訴訟によって取り消されていないことは明らかである。
- (4) また、賦課処分が無効となるのは、賦課処分の内容上の過誤が課税要件の根幹についてのそれであって、徴税行政の安定とその円滑な運営の

要請を斟酌してもなお、不服申立期間の徒過による不可争的効果の発生を理由として被課税者に右処分による不利益を甘受させることが、著しく不当と認められるような例外的な事情のある場合に限られると解するのが相当である（最高裁判所昭和48年4月26日第一小法廷判決・民集27巻3号629頁）が、本件賦課処分については、著しく不当と認められるような事情の存在は認められず、本件賦課処分が無効であるということとはできない。

(5) さらに、本件配当処分は、本件賦課処分による固定資産税等を完納しない審査請求人に対し、適正な督促を経た後に行われた本件差押処分により、第三債務者である [REDACTED] から換価代金等を受領し、配分したものであり、地方税法（昭和25年法律第226号）第373条第7項の規定により国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する滞納処分の例によりされたものであると認めることができる。

(6) よって、本件配当処分は違法又は不当であるといえないから、本件審査請求のうち本件配当処分に係る部分については棄却されるべきである。

2 本件賦課処分

本件賦課処分は、行政不服審査法附則第3条の規定に基づき、なお従前の例により旧行政不服審査法が適用されることとなるところ、本件審査請求のうち本件賦課処分に係る部分については審査請求期間を徒過している。

また、旧行政不服審査法第14条第1項ただし書に規定するやむを得ない理由も見当たらない。

よって、本件審査請求のうち本件賦課処分に係る部分については、却下されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

別表
略

- 5 兵庫区長は、共有者に対し、本件土地等に係る固定資産税等の納税通知書を送付していたが、審査請求人に対して、平成16年1月9日付けで平成12年度から平成15年度までの本件土地等に係る固定資産税等の納税通知書を送付した。
- 6 審査請求人が別表の市税の区分の欄に掲げる本件土地等に係る固定資産税等を納期限までに完納しなかったため、兵庫区長は、別表の督促状発送日の欄に掲げる日付けで、審査請求人に督促状を送付した。
- 7 審査請求人が平成19年7月12日（以下「本件差押処分日」という。）において、別表の本件差押処分日における滞納市徴収金の欄に掲げる徴収金を完納しなかったため、兵庫区長は、同日、審査請求人が [REDACTED] [REDACTED] に対して有する平成19年10月分以降の老齢基礎年金・老齢厚生年金（年金番号 [REDACTED]）債権のうち支払期日毎各80,000円の支払請求権の差押え（以下「本件差押処分」という。）を行った。
- 8 神戸市長は、兵庫区長を含む区長への税務事務の委任を解くこととし、平成19年8月規則第19号により区長委任規則を改正し、平成19年9月1日から施行した。
- 9 本件差押処分により、神戸市長は、平成28年6月14日付けで、第三債務者である [REDACTED] から換価代金等として80,000円（以下「換価代金等」という。）を受領した。
- 10 神戸市長は、平成28年6月15日付けで、換価代金等を神戸市長に対し全額を交付する旨及びその交付期日を同月22日とする配当処分（以下「本件配当処分」という。）を行い、その旨を記載した配当計算書を作成し、審査請求人に送付した。
- 11 審査請求人は、平成28年6月20日付けで本件配当処分の取消しを求める審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

- (1) 審査請求人が平成10年1月以降、神戸市の各係員の要望で多数資料を提出して、公課について誠実に回答を求めているが、神戸市は組織で長期にわたり無責任な対応を続け、回答に困窮すると係員をたらい回したり、門前払いをしたりして、固定資産税の課税根拠を回答していないことから、公正な根拠のない高圧で強権的なねつ造した固定資産税である。
- (2) 課税根拠が回答できない固定資産税で、財産を差し押さえることは、理由のない暴力団的で神戸市の組織の高圧強権援護は許せない。

2 審査庁

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却するべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 賦課処分と滞納処分とは、前者が租税確定手続であり、後者が租税徴収手続であって、両者はそれぞれ別個の法律効果の発生を目的とする別個独立の処分であるから、賦課処分の違法は、滞納処分に承継されないと解すべきである。そのため、仮に賦課処分に瑕疵があったとしても当該賦課処分が当然に無効であるか、権限のある者によって取り消されない限り、滞納処分の効力に影響を及ぼすものではない。

したがって、兵庫区長が行った平成9年度から平成15年度までの固定資産税等の賦課処分（以下「本件賦課処分」という。）の違法を理由として、本件配当処分の取消しを求めることはできず、また、本件賦課処分が不服申立て又は訴訟によって取り消されていないことは明らかであるから、審査請求人が本件配当処分の違法をいうためには、本件賦課

処分が無効であることを主張・立証しなければならないというべきである。

(2) また、賦課処分が無効となるのは、賦課処分の内容上の過誤が課税要件の根幹についてのそれであって、徴税行政の安定とその円滑な運営の要請を斟酌してもなお、不服申立期間の徒過による不可争的效果の発生を理由として被課税者に右処分による不利益を甘受させることが、著しく不当と認められるような例外的な事情のある場合に限られると解するのが相当である（最高裁判所昭和48年4月26日第一小法廷判決・民集27巻3号629頁）が、審査請求人は、本件賦課処分について処分庁から回答がないことをもってねつ造であると主張するのみであることから、本件賦課処分が無効であるということはできない。

(3) 一方、本件配当処分は、本件賦課処分による固定資産税等を完納しない審査請求人に対し、適正な督促を経た後に行われた本件差押処分により、第三債務者である [REDACTED] から換価代金等を受領し、配分したものであり、地方税法（昭和25年法律第226号）第373条第7項の規定により国税徴収法に規定する滞納処分の例によりされたものであると認めることができることから、適法であると認められる。

第5 調査審議の経過

平成28年8月19日	諮問の受理
平成28年9月27日	第1回審議
平成28年10月31日	第2回審議
平成28年11月21日	第3回審議

第6 審査会の判断

1 審査請求人は、兵庫区長及び神戸市長が、固定資産税の課税根拠を回答していないことから、公正な根拠のない高圧で強権的なねつ造した固定資

産税であり、課税根拠が回答できない固定資産税で、財産を差し押さえることは、理由のない暴力団的である、と主張する。

- 2 しかし、賦課処分と滞納処分とは、前者が租税確定手続であり、後者が租税徴収手続であって、両者はそれぞれ別個の法律効果の発生を目的とする別個独立の処分であるから、賦課処分の違法は、滞納処分に承継されないと解すべきである。そのため、仮に賦課処分に瑕疵があったとしても当該賦課処分が当然に無効であるか、権限のある者によって取り消されない限り、滞納処分の効力に影響を及ぼすものではない。
- 3 この点、兵庫区長が行った本件賦課処分の違法を理由として、本件配当処分の取消しを求めることはできず、また、本件賦課処分が不服申立て又は訴訟によって取り消されていないことは明らかである。
- 4 また、賦課処分が無効となるのは、賦課処分の内容上の過誤が課税要件の根幹についてのそれであって、徴税行政の安定とその円滑な運営の要請を斟酌してもなお、不服申立期間の徒過による不可争的効果の発生を理由として被課税者に右処分による不利益を甘受させることが、著しく不当と認められるような例外的な事情のある場合に限られると解するのが相当である（最高裁判所昭和48年4月26日第一小法廷判決・民集27巻3号629頁）が、本件賦課処分については、著しく不当と認められるような事情の存在は認められず、本件賦課処分が無効であるということとはできない。
- 5 さらに、本件配当処分は、本件賦課処分による固定資産税等を完納しない審査請求人に対し、適正な督促を経た後に行われた本件差押処分により、第三債務者である [REDACTED] から換価代金等を受領し、配分したものであり、地方税法第373条第7項の規定により国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する滞納処分の例によりされたものであると認めることができる。
- 6 よって、本件配当処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

別表
略

